

議提第4号

改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書

会議規則第14条の規定により、改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	毛呂	一夫
賛成者	北本市議会議員	小久保	博雅
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書

改正マイナンバー法が6月2日に成立し、2024年秋には健康保険証を廃止して一本化するとしている。オンライン資格確認システム導入の義務化、現行の健康保険証の廃止は、取得が任意であるはずのマイナンバーカードを事実上義務化させることになり、選択の自由と国民皆保険制度を壊しかねない。国民皆保険制度は、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、日本国内で等しく医療が受けられるものである。健康保険証を廃止し、マイナ保険証を取得しない国民は、「資格確認書」を申請しなければ、公的医療が受けられなくなる。

また、マイナンバーをめぐるトラブルが多発し、未だに全貌が明らかになっていない。マイナンバーの活用に不安を感じている人が少なくない中で、拙速にことを運ぶのではなく、まずは立ち止まって、制度について見直すべきである。

障がいのある方、寝たきりの方や認知症の方など、いわゆる弱い立場の方々にとっては、マイナンバーカードの取得や更新手続き等が非常に困難であることから、現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきである。

よって、国会及び政府においては、改正マイナンバー法を見直し、健康保険証を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣